

老人福祉法第 15 条第 4 項の規定に基づく設置認可申請書類一覧

- ① 認可申請書（別記様式第 26 号(第 16 条関係)）
- ② 定款の写し ←要原本証明。
 - ・ 目的に『特別養護老人ホーム』実施の旨の記載が必要。
→記載がない場合：定款変更及び完了後に提出する旨の確約書を添付すること。
- ③ 法人登記事項証明書（※）

（※）以下同じ：指定申請と同時に申請する場合は、どちらか一方を写しにより提出することも可能です。その場合は『**原本は●●の申請に添付**』と記載してください。
- ④ 資産の状況を記載した書類 ←直近の決算書の写し
- ⑤ 施設に係る建物の登記事項証明書（※）
- ⑥ 敷地（土地）の登記事項証明書および公図（※）
- ⑦ 施設の所在位置図，施設の平面図，居室等の求積図
- ⑧ 建築確認申請書・検査済証の写し
- ⑨ 消防用設備等の検査済証の写し
- ⑩ 医療法第 7 条第 1 項に基づく診療所開設に係る許可通知の写し
（同法第 1 条の 5 第 2 項：入院施設を有しない診療所）
- ⑪ 施設長の経歴書及び資格を証する書類
- ⑫ 運営規程
- ⑬ 苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ⑭ 協力病院（歯科医療機関含む）との契約書の写し
- ⑮ 組織体系図
- ⑯ 職員の勤務体制および勤務形態一覧表 ←認可を受ける予定月の 1 か月分のもの
- ⑰ 嘱託医師との契約書等の写し ←配置医師が嘱託医師である場合
- ⑱ 職員の資格証・免許証等の写し
 - ・ 基準条例において資格要件の定めがある者に限る。
 - ・ ユニット型の場合：ユニットリーダー研修の修了証も必要です。

（また、資格証等の氏名が婚姻等により変更している場合は、戸籍抄本等（※）を添付してください。）

★設置が認可され、事業を開始した場合にあつては、新潟市老人福祉法施行細則に基づき『事業開始届(別記様式第27号)』を速やかに提出する必要がありますので、ご留意願います★